

直接貸付・代理貸付の範囲区分

融資対象施設			直接貸付	代理貸付		
病院	1. 特定病院（※1）		○			
	2. 特殊診療機能を有する病院（新設又は増床事業に対する特例融資）（※2）					
	3. 法人の開設する医療従事者養成施設を付設する病院					
	4. 医師会が開設する病院					
	5. 医療施設近代化施設整備事業を行う病院					
	6. 次の都府県で開設する病院（※3） 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県 大阪府・京都府・兵庫県・奈良県	建築資金の 借入申込金額			3.5億円超	○
					3.5億円以下	
	7. 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する病院				○	
8. 上記1～7以外の病院			○			
介護老人保健施設	9. 全ての介護老人保健施設		○			
診療所	10. 医師会が開設する共同利用施設		○			
	11. 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する診療所					
	12. 上記10～11以外の診療所				○	
医療従事者 養成施設	13. 医師会が開設する養成施設又は単独の養成施設		○			
	14. 直接貸付の対象となる病院に付設の養成施設					
	15. 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する養成施設					
	16. 上記13～15以外の養成施設				○	
指定訪問 看護事業	17. 医師会・看護協会が実施する訪問看護事業		○			
	18. 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が実施する訪問看護事業					
	19. 上記17～18以外の訪問看護事業				○	
助産所	20. 過去に直接貸付をご利用いただいたことのある方が開設する助産所		○			
	21. 上記20以外の助産所			○		
22. 病院の耐震化整備事業に係る優遇融資			○			
23. 介護老人保健施設の耐震化整備事業に係る優遇融資			○			
24. 地域医療介護総合確保基金の対象となる事業に係る優遇融資			○			
25. 介護老人保健施設の定期借地権を設定する場合の一時金に係る優遇融資			○			
26. 介護老人保健施設の都市部における借地を利用した施設整備に係る優遇融資			○			
27. 医療施設等の津波対策としての高台移転整備事業に係る優遇融資			○			
28. 介護老人保健施設の高台移転整備事業に係る優遇融資			○			
29. 消防設備の設置義務化に伴う施設整備事業に係る優遇融資			○			
30. 介護老人保健施設のスプリンクラー整備に係る優遇融資			○			
31. 国家戦略特別区域計画に基づく施設整備事業に係る優遇融資			○			
32. 医療施設の自家発電設備等の導入工事に係る優遇融資			○			
33. 介護老人保健施設における介護ロボット・ICTの導入に係る優遇融資			○			
34. 病院の高額医療機器に係る機械購入資金			○			
35. 病院等に係る経営安定化資金（長期運転資金）			○			
36. 持分なし医療法人へ移行する医療施設等に係る経営安定化資金（長期運転資金）			○			
37. 地域医療構想支援資金（長期運転資金）			○			
38. 療養病床転換支援資金（長期運転資金）			○			
39. 災害復旧資金に係る優遇融資（※4）			○			

※1 10頁を参照してください。

※2 医療法施行規則第30条の32の2及び第30条の33に規定する病床を含む病院として都道府県が認める新設又は増床事業をいいます。

※3 建築資金の借入申込金額には、既往貸付残高を含みます。

※4 通常の災害復旧資金については、代理貸付でのお取扱いが可能となる場合もありますので、お問い合わせ下さい。